

令和2年度 樺戸郡浦臼町農業委員会

第8回 (3月) 会議録

招 集 期 日	令和3年3月25日	13時30分	場 所	行政センター 委員会室
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告 者	開会	令和3年3月25日	13時40分	招 集 者 畑 山 証
	閉会	令和3年3月25日	14時45分	会 長 畑 山 証
会 長	畑 山 証		職 務 代 理	位 田 勝

委員の応招、並びに出席状況

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	位 田 勝	出席	6	今 田 厚 子	出席	11	静 川 広 巳	出席
2	古 橋 優 一	出席	7	石 橋 和 博	出席	12	土 橋 直 生	出席
3	三 次 博 之	出席	8	佐 藤 等	出席	13	畑 山 証	出席
4	鎌 田 和 久	出席	9	高 田 輝 雄	出席			
5	石 井 文 彦	出席	10	折 坂 義 一	出席			

農業委員会事務局職員 事務局長 横 井 正 樹 書記 係長: 國田幹夫・主査: 木村秀幸

議案説明のため出席した者の職氏名

町長		副町長	
----	--	-----	--

議事日程並びに会議事件

日程第1		会期の決定について
日程第2		会議録署名委員の指名について 4 鎌田 委員 5 石井 委員
日程第3	議案第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日程第4	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第3号	農業委員会事務の事務実施状況等に係る令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について

議事の顛末

議 長

会長挨拶

それでは、定数に達しているので、只今より第8回浦臼町農業委員会総会を開催いたします。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会期を定めることについてを議題とします。本日の第8回浦臼町農業委員会の会期は、令和3年3月25日、本日1日とすることにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたします。

日程第2、会議録署名委員の指名ですが、議長が指名することにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、4番、鎌田委員、5番、石井委員、よろしく申し上げます。日程第3以降につきましては、事務局長より説明します。

事務局長

第8回浦臼町農業委員会総会の議事につきまして、日程第3、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、2件でございます。日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸12件、贈与1件でございます。日程第5、議案第3号、農業委員会事務の事務実施状況等に係る令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、これらの審議を賜りたいと存じます。以上です。

議 長

以上で説明が終わりました。それでは順次議題に入ります。

議案1ページ、日程第3、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。貸主「*****」さん、借主「*****」さんについてを議題とします。事務局の説明を、お願いします。

事務局

議案1ページをお開き下さい。議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、下記の者から農地法第18条第6項の規定に基づき合意解約通知書が提出されており、賃貸借の解約が成立していると考えられることから、意見を求めます。令和3年3月25日提出 浦臼町農業委員会会長 畑山 証。1.土地及び関係人

の表示、所在は「字*****番地**」他*筆。地目については公簿、現況ともに一覧のとおりで、農地の面積は「田」が*****平方メートル、「畑」が*****平方メートル、合計*****平方メートルです。貸主は「****」さん、借主は「****」さんです。摘要は合意解約。農地法第3条、許可番号第****号、平成**年**月**日からの賃貸でしたが、令和*年*月*日に合意解約の通知書が提出されております。図面は2ページになります。場所は**地区で、町道***の**に面する農地です。なお、合意解約した農地については、本日の議案に提出しますが、農地法第3条による賃貸を行います。議案1ページの説明は以上であります。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件の合意解約については、承認致します。

議 長 次に3ページ、貸主「*****」さん、借主「****」さんについてを議題とします。事務局の説明を、お願いします。

事務局 議案3ページをお開き下さい。1.土地及び関係人の表示、所在は「字*****番地*」本*筆。地目については公簿、現況ともに一覧のとおりで、農地の面積は「田」で*****平方メートルです。貸主は「*****」さん、借主は「****」さんです。摘要は合意解約。農地法第3条、許可番号第****号、令和*年*月**日からの賃貸でしたが、令和*年*月**日に合意解約の通知書が提出されております。図面は4ページになります。場所は***地区で、町道***と*****の間に面する農地であります。なお、合意解約した農地については、本日の議案に提出しますが、農地法第3条による賃貸を行います。議案3ページの説明は以上であります。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件の合意解約については、承認致します。

議 長 次に5ページ、日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許

委員
議長 可申請についてを議題とします。貸主「****」さん、借主「***
*」さんについて審議いたします。この件について、**委員に関する
事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の
規定に基づき**委員に一時退席を願います。関係議事終了後に入室、
着席して頂きます。

~~~ (\*\*委員退席) ~~~

議長 事務局の説明をお願いします。

事務局 議案5ページをお開き下さい。議案第2号、農地法第3条の規定による許  
可申請について、下記の者から農地法第3条の規定による許可申請書の提出が  
ありましたので、意見を求めます。令和3年3月25日提出 浦臼町農業委員  
会会長 畑山 証。1.土地及び関係人の表示、所在は「字\*\*\*\*\*  
番地\*」他\*筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、農地の面積は  
「田」で\*\*\*\*\*平方メートルです。貸主は「浦臼町字\*\*\*\*\*番  
地の\*\*」「\*\*\*\*」さん。借主は「浦臼町字\*\*\*\*\*番地の\*\*\*」「\*  
\*\*\*」さんです。貸付理由は「強化法期間満了に伴う再貸付」、借受理由は「再  
貸付」です。単価は田で\*\*\*\*\*円、対価は\*\*\*\*\*円です。期間  
は\*年間で、図面は6ページになります。場所は、\*\*地区で、町道\*\*\*  
\*\*の東側に面する1団地の農地です。農地法第3条第2項の各号の判断  
ですが、7ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、  
許可要件を全て満たしております。議案5ページの説明は以上であります。

議長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員 ありません。

議長 それでは、この件について、許可することで決定致します。  
古橋委員の入室を願います

議長 次に6ページ、貸主「\*\*\*\*」さん、借主「\*\*\*\*」さんについ  
て、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

事務局 議案8ページをお開き下さい。1.土地及び関係人の表示、所在は「字\*  
\*\*\*\*\*番地\*\*の内」他\*筆。地目については公簿、現況は一覧のとおり  
で、農地の面積は「田」で\*\*\*\*\*平方メートルです。貸主は「浦臼町字\*  
\*\*\*\*\*番地の\*\*」「\*\*\*\*」さん。借主は「浦臼町字\*\*\*\*\*番

地の\*\*」「\*\*\*\*」さんです。貸付理由は「強化法期間満了に伴う再貸付」、借受理由は「再借受」です。単価は田で\*\*\*\*\*円、対価は\*\*\*\*\*円です。期間は\*年間で、図面は9ページになります。場所は\*\*\*地区で、町道\*\*\*の\*側に面する農地です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、10ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案8ページの説明は以上であります。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件について、許可することで決定致します。

議 長 次に11ページ、貸主「\*\*\*\*」さん、借主「\*\*\*\*」さんについて、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

事務局 議案11ページをお開き下さい。1.土地及び関係人の表示、所在は「樺戸郡浦臼町\*\*\*番地\*\*」他\*\*筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、農地の面積は「田」が\*\*\*\*\*平方メートル、「畑」が\*\*\*\*\*平方メートル、合計\*\*\*\*\*平方メートルです。貸主は「浦臼町字\*\*\*\*\*番地の\*\*\*\*」「\*\*\*\*」さん。借主は「浦臼町字\*\*\*\*\*番地の\*\*」「\*\*\*\*」さんです。貸付理由は「強化法期間満了に伴う再貸付」、借受理由は「再借受」です。単価は田で\*\*\*\*\*円、畑で\*\*\*\*\*円、合計は\*\*\*\*\*円です。期間は\*年間で、図面は12ページになります。場所は\*\*\*地区で、町道\*\*\*\*の\*側に面する農地です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、13ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案11ページの説明は以上であります。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件について、許可することで決定致します。

議 長 次に14ページ、貸主「\*\*\*\*\*」さん、借主「\*\* \*\*」さんについて、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

事務局

議案 14 ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示、所在は「字\*\*\*\*\*番地\*」他\*\*筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、農地の面積は「田」が\*\*\*\*\*平方メートル、「畑」が\*\*\*\*\*平方メートル、合計\*\*\*\*\*平方メートルです。貸主は「浦臼町字\*\*\*\*\*番地の\*\*」「\*\*\*\*\*」さん。借主は「浦臼町字\*\*\*\*\*番地の\*\*」「\*\*\*\*\*」さんです。貸付理由は、「返還地の再貸付」、借受理由は、「経営規模拡大」です。単価は田で\*\*\*\*\*円、畑で\*\*\*\*\*円、合計は\*\*\*\*\*円です。期間は\*年間で、図面は15ページになります。場所は\*\*\*地区で、町道\*\*\*\*\*の\*側に面する1団地の農地です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、16ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案14ページの説明は以上であります。

議 長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員

ありません。

議 長

それでは、この件について、許可することで決定致します。

議 長

次に15ページ、貸主「\*\*\*\*\*」さん、借主「\*\*\*\*\*」さんについて、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

事務局

議案 17 ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示、所在は「字\*\*\*\*\*番地\*」他\*\*筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、農地の面積は「畑」で\*\*\*\*\*平方メートルです。貸主は「浦臼町字\*\*\*\*\*番地の\*\*」「\*\*\*\*\*」さん。借主は「\*\*\*\*\*」「\*\*\*\*\*」さん。貸付理由は「返還地の再貸付」、借受理由は「経営規模拡大」です。単価は畑で\*\*\*\*\*円、対価は\*\*\*\*\*円です。期間は\*年間で、図面は18ページから19ページになります。場所は議案14ページの農地の\*側に隣接する1団地の農地です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、20ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案17ページの説明は以上であります。

議 長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 「\*\*\*\*\*」の経営規模はどのくらいか

事務局 現在で経営農地\*\*\*ヘクタールの他に、肉牛を\*\*\*頭飼育している大規模経営でおこなっております\*\*です。

議 長 他に、ご意見、ご質問ありませんか。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件について、許可することで決定致します。

議 長 次に21ページ、貸主「\*\*\*\*」さん、借主「\*\*\*\*\*」さんについて、審議いたします。この件について、\*\*委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の規定に基づき\*\*委員に一時退席を願います。関係議事終了後に入室、着席して頂きます。

~~~~ (\*\*委員退席) ~~~

議 長 事務局の説明を、お願いします。

事務局 議案21ページをお開き下さい。1.土地及び関係人の表示、所在は「字*****番地**」、本*筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、農地の面積は「畑」で*****平方メートルです。貸主は「浦臼町字*****番地の***」「****」さん。借主は「*****番地*」「*****」さん。貸付理由は「返還地の再貸付」、借受理由は「経営規模拡大付」です。単価は畑で***円、対価は***円です。期間は*年間で、図面は22ページになります。場所は***地区で、町道*****の*側に面する1団地農地です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、23ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案21ページの説明は以上であります。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件について、許可することで決定致します。
鎌田委員の入室を願います

議 長 次に24ページ、貸主「****」さん、借主「*****」さんについて、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

事務局 議案24ページをお開き下さい。1.土地及び関係人の表示、所在は「字*****番地*の内」他*筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、農地の面積は「畑」で*****平方メートルです。貸主は「浦臼町字*****番地の***」「****」さん。借主は「*****番地*」「*****」さん。貸付理由は、「経営規模縮小」、借受理由は、「経営規模拡大」です。単価は畑で***円、対価は*****円です。期間は*年間で、図面は25ページから27ページになります。場所は***地区で、町道*****の**に面する1団地の農地です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、28ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案24ページの説明は以上であります。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件について、許可することで決定致します。

議 長 次に29ページ、貸主「****」さん、借主「****」さんについて、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

事務局 議案29ページをお開き下さい。1.土地及び関係人の表示、所在は「字*****番地**」他*筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、農地の面積は「田」が*****平方メートル「畑」が*****平方メートル、合計*****平方メートルです。貸主は「浦臼町字*****番地の**」「****」さん。借主は「浦臼町字*****番地の***」「****」さんです。貸付理由は「返還地の再貸付」、借受理由は「再借受」です。単価は田で*****円、畑で***円、合計は*****円です。期間は*年間で、図面は30ページになります。場所は**地区で、町道***の*側に面する農地です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、31ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案29ページの説明は以上であります。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員

ありません。

議長

それでは、この件について、許可することで決定致します。

議長

次に32ページ、貸主「****」さん、借主「****」さんについて、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

事務局

議案32ページをお開き下さい。1.土地及び関係人の表示、所在は「字*****番地***」他1筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、農地の面積は「田」で*****平方メートルです。貸主は「*****」「*****」さん。借主は「浦臼町字*****番地の***」「*****」さんです。貸付理由は「返還地の再貸付」、借受理由は「再借受」です。単価は田で*****円、対価は*****円です。期間は*年間で、図面は33ページになります。場所は**地区で、*****敷地の**側に面する農地です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、34ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案32ページの説明は以上であります。

議長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員

ありません。

議長

それでは、この件について、許可することで決定致します。

議長

次に35ページ、貸主「*****」さん、借主「*****」さんについて、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

事務局

議案35ページをお開き下さい。1.土地及び関係人の表示、所在は「字*****番地*」本*筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、農地の面積は「畑」で*****平方メートルです。貸主は「*****」「*****」さん。借主は「浦臼町字*****番地の**」「*****」さんです。貸付理由は「返還地の再貸付」、借受理由は「経営規模拡大」です。単価は田で*****円、対価は*****円です。期間は*年間で、図面は36ページになります。場所は***地区で、町道****線の*側に面する1団地の農地です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、37ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案35ページの説明は以上であります。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件について、許可することで決定致します。

議 長 次に38ページ、貸主「****」さん、借主「****」さんについて、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

事務局 議案38ページをお開き下さい。1.土地及び関係人の表示、所在は「字*****番地*」本*筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、農地の面積は「田」で*****平方メートルです。貸主は「*****
*****」「****」さん。借主は「浦臼町字*****番地
の***」「****」さんです。貸付理由は「返還地の再貸付」、借受理由は「経営規模拡大」です。単価は田で*****円、対価は*****円
です。期間は*年間で、図面は39ページになります。場所は***地区で、
町道***の*側に面する農地です。農地法第3条第2項の各号の判断で
すが、40ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、
許可要件を全て満たしております。議案38ページの説明は以上であります。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件について、許可することで決定致します。

議 長 次に41ページ、貸主「****」さん、借主「****」さんについて、審議いたします。この件について、**委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の規定に基づき**委員に一時退席を願います。関係議事終了後に入室、着席して頂きます。

~~~~ (\*\*委員退席) ~~~~

議 長 事務局の説明を、お願いします。

事務局 議案41ページをお開き下さい。1.土地及び関係人の表示、所在は「字\*\*\*\*\*番地\*」他\*筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、

農地の面積は「田」で\*\*\*\*\*平方メートルです。貸主は「浦臼町字\*\*\*\*\*番地の\*\*\*\*\*」「\*\*\*\*\*」さん。借主は「浦臼町字\*\*\*\*\*番地の\*\*\*\*\*」「\*\*\*\*\*」さんです。貸付理由は「強化法期間満了に伴う再貸付」、借受理由は「再借受」です。単価は田で\*\*\*\*\*円、対価は\*\*\*\*\*円です。期間は\*年間で、図面は42ページになります。場所は\*\*地区で、町道\*\*\*\*\*の\*側に位置する農地です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、40ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案41ページの説明は以上であります。

議長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員 ありません。

議長 それでは、この件について、許可することで決定致します。  
\*\*委員の入室を願います

議長 次に44ページ、譲渡人「\*\*\*\*\*」さん、譲受人「\*\*\*\*\*」さんについて、審議いたします。事務局の説明を、お願いいたします。

事務局 議案44ページをお開き下さい。1.土地及び関係人の表示、所在は「字\*\*\*\*\*番地\*\*\*\*\*」他\*\*筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、農地の面積は「田」が\*\*\*\*\*平方メートル、「畑」が\*\*\*\*\*平方メートル、合計\*\*\*\*\*平方メートルです。譲渡人は「\*\*\*\*\*」さん。譲受人は「樺戸郡浦臼町字\*\*\*\*\*番地の\*\*\*\*\*」さんです。譲渡理由は「北海道有土地改良財産の譲与に関する条例」による地上権に係る贈与、譲受理由は「同条例」に基づき地上権を譲り受け、既に譲り受けた用水管路により田に水を供給する。また、地上は利用者が水田として耕作する。(農地整備事業(経営体育成型)浦臼鶴沼地区)です。図面は45ページから48ページになります。場所は\*\*地区から\*\*地区にかけて点在しております。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、49ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案44ページの説明は以上であります。

議長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員

ありません。

議 長

それでは、この件について、許可することで決定致します。

議 長

次に58ページ、日程第5、議案第3号、農業委員会事務の事務実施状況等に係る令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価(案)についてを議題とします。事務局の説明を、お願いします。

事務局

議案58ページをお開き願います。議案第3号、農業委員会事務の事務実施状況等に係る令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価(案)について。平成28年3月4日付け農林水産省 経営局 農地政策課長 通知(27経営第2933号)に基づき、浦臼町農業委員会の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)及び、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価(案)について、別紙のとおり定めたいので意見を求めます。令和3年3月25日提出 浦臼町農業委員会会長 畑山 証。内容は59ページからになります。令和3年度の活動計画につきましても、この活動計画に沿って、取り進めて行きたいと考えております。なお、詳細についてはお目通し頂き、説明は省略させていただきます。議案の62ページ以降につきましても、令和2年度の活動の点検、評価になっております。詳細はお目通し頂き、説明も省略させていただきます。本日、ご意見、ご質問等を頂きたいと思っております。議案58ページの説明は以上でございます。

議 長

以上で説明が終わりました。  
この件につきまして、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員

62ページの1, 農業の概要で「耕作面積」と「農地台帳面積」の差はなんですか。

事務局

「耕作面積」は統計の集計面積でありまして、「農地台帳面積」は事務局で把握して経営面積であります。

議 長

他に、ご意見、ご質問ありませんか。

委 員

ありません。

議 長

それでは、議案第3号、農業委員会事務の事務実施状況等に係る令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)及び令和2年度の目標

議 長

及びその達成に向けた活動の点検、評価(案)についてこの件につきましては、同意することに決定致します。

以上で本日提案されました議案は、全て審議終了しました。  
これをもちまして、第8回浦臼町農業委員会総会を閉会致します。